

令和2年度 京都府発達障害者支援体制整備検討委員会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月29日 午後1時～午後3時
2. 場所 オンライン開催
3. 出席者 (21名中14名出席)

委員

荒木座長、相澤委員、禹委員、加藤委員、川内委員、須原委員、竹村委員、千種委員、
寺井委員、長谷川委員、樋口委員、森本委員、山田委員、山本委員

オブザーバー

山崎氏、浅山氏、香河氏、田中氏、山元氏、山原氏、松友氏

4. 内容

(1) あいさつ

(2) 議題

- ①令和3年度京都府当初予算について
- ②令和2年度発達障害事業実施結果について

～意見交換～

□委員

特別支援学校について、府南部地域では向日が丘支援学校の改修に加えて綴喜地区にも新設が予定されているが、その状況は。

□委員

井手町に整備中の新設校は令和4年4月開校予定。向日が丘支援学校のように福祉施設等が隣接される計画は無いが、地域に開かれた学校として地域との連携を図っていきたい。

□委員

井手町の特別支援学校新設に伴い、新たな連携、強化する体制等の具体的な計画はあるか。

□事務局

井手町の特別支援学校は新設のため校区、児童生徒の通学路、家族の生活圏域等が変化することが想定され、それに応じて山城北、山城南圏域の市町村及び福祉事業者の連携体制等も変化することを想定している。それに伴う必要な対応はやっていきたいと考えているが、現時点では未定。

□委員

令和2年度「発達障害の専門医療あり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）で議論された長岡京市の共生型福祉施設の整備について、福祉施策の中心的な役割を果たしてい

る乙訓地域の法人の意見を反映しているか。

□事務局

共生型福祉施設は長岡京市の構想であり、具体的な事業内容、運営法人については今後、長岡京市により順次決定されるものであるから、現時点で個別の法人の関与は無い。

□委員

井手町の新設校の設置に伴い、発達支援、就労支援等の障害福祉事業を実施する法人として、今後求められる事業等を見極め、実施していかなくてはならないと考えている。

□委員

京都府南部は人口増加地域で、今後は、従来型の世帯に加えて、家族形態の異なる新たな世帯の転入も想定され、様々な世帯に応じた家族支援が必要であることが想定される。

□委員

南山城支援校、八幡支援校に通学している子どもたちが新設校も含め3校に分散する形となり、既に支援している子どもたちも多いと思う。これまで同様、圏域支援センター、特別支援学校、地域支援センターと十分連携して、1人1人の子どもの支援を一緒に考えていきたい。

□委員

長岡京市の共生型福祉施設構想で計画されている教育、医療、福祉の総合的な支援センターは理想的。京都府として、将来的に総合的な機能をもつ支援センターを整備するという意図なのか。

□事務局

「あり方検討会」では、向日が丘支援学校の隣接地に児童発達支援センターの整備計画があることを踏まえ、そこに医療も加わる絶好の立地条件下で、医療、福祉、教育の緊密な連携が期待できるとしたもの。

南部のこども発達支援センターは医療と福祉の併設、花の木医療福祉センターは、入所児を対象とした分校を含む医療と福祉の併設であることを踏まえると、向日が丘支援学校は、各機関の実施主体が歩み寄って成立した条件下と言える。この条件を生かしているような連携モデルを実践したいと考えるが、立地条件が伴わなければ連携が難しいということではなく、どんな立地条件にも関わらず濃密な連携が出来る姿を目指していきたい。

□委員

乙訓圏域は、向日が丘療育園の時代に医療的支援が充実していた地域。今回の整備に伴い、今の時代にあった医療体制の充実が図られることを期待したい。

□委員

肢体不自由児、重症心身障害児の支援が歴史的にも取り組まれてきた乙訓地域において、小児整形外科の整備についても充実が必要との意見が、「あり方検討会」でも出されていたところ。

□委員

同一建物に多様な領域の支援機関が入る施設は全国的にも整備されているが、多機関連携は容易ではなく、全体のコーディネートをする役割、人材が必要。各機関が各々の目的に従い動くことは原則で、そのうえで、全体のコーディネート役が必要であることを重視し、行政がその機能を担うことが必要。

また、コーディネーターは複数職種が望ましい。単体職種に偏ることなくチームとしてコーディネートできる体制が必要。

□事務局

各分野のコーディネーターを配置しつつ、コーディネーター同士がしっかり連携できるチーム支援の仕組みが必要で、その仕組み作りが行政の役割であると考え。市町と府と連携しながら十分留意して進めていきたい。

□委員

発達障害児支援拠点事業の報告。令和2年度は、緊急事態宣言と休校で始まった年度で、コロナ渦でうつ状態になる子どもも多く、休校に伴い子どもが家にいることから、保護者にとって相談しにくい環境となり、子どもにとっても保護者にとってもフラストレーションがたまりやすい1年だった。

こども相談室には、医療機関受診前や福祉制度を利用していない子どもの相談が多く、医療が必要かどうかといった相談や、教育との橋渡しをして欲しいといった相談が中心。増加してきているのは高校生の相談。義務教育終了の高校生段階で、子供たちの自尊心を育てながら大人になっていくための支援を、いろいろな資源、支援者と手を繋ぎながら進めていく必要を感じている。

□委員

向日が丘支援学校改築のスケジュールを紹介。今年度と来年度で改築の基本設計、実施設計を策定、工事中は仮設校舎を確保、解体工事は令和5年度から、建設工事は令和6年度から実施予定。

□委員

「あり方検討会」で示された各分野のコーディネーターについて、医療機関に配置されるメディカルソーシャルワーカー、福祉機関に配置される相談支援専門員の立ち位置が混同しないよう整理が必要。

また、現在こども発達支援センターにメディカルソーシャルワーカーが配置されていないことから、今後、府の考え方が前提になると考える。

□委員

「あり方検討会」の中でも同様の意見が出ていた。今後市町村、保健所、地区医師会等とも協議しながら、それぞれの役割分担と、これらを統括する計画が必要になってくると考える。

(3) 令和3年度の発達障害事業実施予定について

～意見交換～

□委員

コーディネーターの配置については、これからも多くの機会に議論になる内容だが、コーディネーターがどこに所属してどのような役割を担うかについて具体的に詰める必要がある。国の示す発達障害医療コーディネーターは、従来のメディカルソーシャルワーカーとどう違うのか明確にすること等が必要。

□委員

親の会、保護者会などの団体が縮小傾向にある中、ペアレントメンターの重要性は増すものと

考えている。子どもが中学生になってから診断が付いた、高校に入ってから崩れてしまったという相談者もあり、周囲には話せなかったという方は多い。ペアレントメンターのニーズは確実にあり、京都府の養成研修受講者ということであれば保護者も安心して相談が出来ると思う。

□委員

現在では、不登校や学校内暴力等の課題の低年齢化が課題。これまで様々な事業を展開してきたが、各事業の取組み状況、実態把握等は出来ているのか。

□事務局

経年を追って数字の推移等を把握しているのは早期発見早期療育支援事業で、就学前児童がメイン。

□委員

小中学校の不登校、暴力行為等は文部科学省で毎年調査を実施。また、府総合教育センターの相談件数等の統計はあり、低年齢化の傾向は現われている。

□委員

数値の変化を見ることで様々なニーズも見えてくる。事業実施状況のとりまとめだけでなく、実態把握に寄与するデータのとりまとめ及び共有が重要。

□委員

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業について、例えば小児がん、てんかんの分野については、都道府県を主体として拠点を整備し、医療、福祉、教育、行政等の機関が一体となった事業展開を進めている。こどもの心の診療ネットワーク事業についても同様で、ネットワークの構築事例として参考になるのでは。

□委員

小児リハについて、NICU 等からの地域移行に関して、発達に関連したリハビリ支援が重要になってくる。就学前児では保育園、療育施設への連携、就学時には就学前施設から学校への連携等、情報を繋げて連携する体制が重要。また、在宅生活では訪問リハの役割が非常に重要であり、人材育成が必要。

さらに今後は、就労場面におけるリハ視点の導入について周知啓発が重要と考えており、長期的に取り組んでいきたい。

□委員

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化について、京都府では、圏域支援センターを設置し10年以上経過。事業総括、検証はどうなっているか。また新たに設置した発達障害児支援拠点との役割分担、業務整理も必要ではないか。10年以上の実践データをもとに課題分析等をお願いしたい。

□事務局

ご指摘のとおり地域課題や支援機関数等の情勢はめまぐるしく変化していることを踏まえ、圏域支援センターの見直しが必要と認識している。発達障害者支援法施行後、社会的認知は高まってきたが、取り組んできた事業成果も含め、今のニーズに応じた支援体制を検討する必要があると考えており、相談支援機関の役割分担について、次回5年計画の中で議論していきたい。

□委員（関連情報提供として）

公益財団法人日本知的障害者福祉協会において、令和2年度から「著しい行動障害への対応に関する検討委員会」を設置。約5,000ヶ所の児者施設を対象に調査を実施予定。

障害支援区分認定調査の行動関連項目が一定以上の方を対象に、生活のしづらさや支援の困難性の把握に加え、身体拘束の有無、施設・事業所の支援環境の調査（職員体制、職員の専門性の確保策、ハード面・設備面等の環境、支援環境改善の工夫例等）、強度行動障害の方の服薬状況、多重調剤の課題について把握をする予定。特に児施設は今まで把握が出来ていなかったのが課題で、今回の調査は実態把握におおいに寄与するものと期待。二次・三次障害としての行動障害を出さないためにも、中等部、高等部世代における支援の在り方は重要で、今後、調査結果の分析も含めて情報発信等していきたい。

□委員

コロナ禍においても家族支援が途切れないよう努力しているところで、きょうだいに対しても保護者の気づきが重要であり、交流会は大事にしていきたい。

強度行動障害については、先立って、「問題行動は問題提起行動である」という内容のオンラインセミナーを開催した。本人は困り感があって問題提起をしているという視点を重要視して、今後も発信していきたい。

□委員

家族支援について、教育機関では支援に繋がっていても、生活困窮等の個別背景により、支援が届かないケースがある。また、成人も、知的に遅れのない発達障害の方など、市町村の福祉窓口へ相談されることなく、生きづらさを感じて相談にたどり着くまでにかなり苦勞されるケースがある。

こういう方達がうまく相談に繋がるシステムを構築しないと、今後のひきこもり未然防止等とても難しいと思うので、委員の先生方にご意見等いただきながら検討していきたい。

□委員

コロナ禍で家庭支援、家族支援の困難がより顕在化してきたのではないか。実践現場で掘んだ課題など丁寧にすくい上げながら当委員会の議論に反映させていきたい。